

第4次新座市子ども読書活動推進計画



新座市イメージキャラクター ゾウキリン

令和5年3月
新座市

はじめに

子どもの読書活動は、子どもの成長にとっても、より豊かな人生を歩むためにも、かけがえのないものです。さらに、周りの大人が読書のすばらしさを再認識する良い機会だと考えております。また、読書は、子どもが言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものです。近年では、スマートフォン等の情報通信機器の普及により、子どもの読書環境は大きく変化しており、電子書籍を利用する児童も増えてきています。

本市におきましても、令和3年度にDX(デジタルトランスフォーメーション)の推進や「GIGAスクール構想」の実施に伴い、図書館において電子図書館を導入いたしました。また、国において「視聴覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律(読書バリアフリー法)」が施行(令和元年6月)されるなど、あらゆる発達段階に応じた子どもたちの支援が必要となりました。

これらのことを踏まえ、さらなる読書活動の推進に向けて、子どもが自主的に読書に親しむよう方向づけていくことが課題となっていることから、地方自治体には、関係機関と連携し、家庭、学校、図書館等が一体となって子どもの読書活動を支援することが求められています。

この度、第3次計画の計画期間が満了することに伴い、第3次計画の成果と課題を踏まえ「第4次新座市子ども読書活動推進計画」を策定いたしました。

今後とも、この第4次計画に基づき、次代を担う心豊かな子どもたちを育成するため、子どもが読書に親しむ機会の提供と諸条件の整備・充実に努めてまいります。

最後に、本計画の策定に当たり、御審議を頂きました新座市立図書館協議会委員の皆様を始め、御意見、御提言を頂きました市民の皆様から感謝を申し上げます。

令和5年3月

新座市長 並木 傑

目 次

第1部 第4次新座市子ども読書活動推進計画の策定に当たって

第1章 計画策定の趣旨	1
1 計画策定の目的	1
2 計画の期間	5
3 計画の構成	5
4 基本的方針	5
(1) 家庭、地域及び学校等での子どもが読書に親しむ機会の提供と充実	5
(2) 子どもの読書活動を推進するための環境の整備・充実	6
(3) 子どもの読書活動に関する啓発・広報の推進	6
(4) 子どもが読書に親しむための推進体制の充実	6
第2章 第3次計画期間における取組・成果と課題	8
1 家庭、地域及び学校等での子どもが読書に親しむ機会の提供と充実	8
2 子どもの読書活動を推進するための環境の整備・充実	20
3 子どもの読書活動に関する啓発・広報の推進	24
4 子どもが読書に親しむための推進体制の整備	26

第2部 子ども読書活動推進に向けて

第1章 家庭、地域及び学校等での子どもが読書に親しむ機会の提供と充実	28
1 家庭、地域における推進	28
(1) 家庭における推進	28
(2) 図書館における推進	28
(3) 公民館、コミュニティセンターにおける推進	31
(4) 児童センターにおける推進	32
(5) 保健センターによる推進	32
(6) 地域子育て支援センターにおける推進	33
2 学校等における推進	34
(1) 小学校・中学校における推進	34
(2) 幼稚園・保育園における推進	35
(3) 障がい児施設における推進	35

(4) 放課後児童保育室における推進	36
(5) ココフレンドにおける推進	37
第2章 子どもの読書活動を推進するための環境の整備・充実	38
1 図書館の整備・充実	38
(1) 図書館の整備・充実	38
(2) 設備等の整備・充実	39
(3) 司書・児童サービス担当職員の能力向上	39
2 学校図書館の整備・充実	39
(1) 図書館の整備・充実	39
(2) 設備等の整備・充実	40
(3) 学校図書館の活用を充実していくための人的配置の推進	40
第3章 子どもの読書活動に関する啓発・広報	41
1 「子ども読書の日」を中心とした啓発・広報	41
2 優良図書館の普及	41
第4章 子どもが読書に親しむための推進体制の充実	42
1 「新座市子ども読書活動支援プロジェクト」の推進	42
2 図書館、学校及びボランティア団体等との連携・協力	42
第4次新座市子ども読書活動推進計画施策体系表	44
資料	48
用語解説	49
策定の経過	54
新座市立図書館協議会委員名簿	55
子どもの読書活動の推進に関する法律	56

注) 本文中に「_____※」を付した用語については、資料の用語解説を参照してください。

第1部

第4次新座市子ども読書活動推進計画の策定に当たって

第1章 計画策定の趣旨

1 計画策定の目的

平成13年12月に施行された「子ども読書活動の推進に関する法律」の基本理念においては、子どもの読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであると規定されています（子どもの読書活動の推進に関する法律（平成13年12月12日法律第154号）第2条）。

これを踏まえ、本市においては、平成19年3月に「新座市子ども読書活動推進計画」、平成23年3月に「第2次新座市子ども読書活動推進計画」、平成28年3月に平成28年度から令和2年度の5年間を計画期間とする「第3次新座市子ども読書活動推進計画」（以下「第3次計画」といいます。）を策定いたしました。

この第3次計画につきましては、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、市の基本計画である第5次新座市総合計画が2年先送りになったため、計画期間が令和4年度まで延長となりましたが、コロナ禍でも、毎年の実施計画を策定し、計画の実行性を高めてきました。

具体的には、新規事業でもありました、新一年生に対し図書館案内等を配布する「としょかん一年生事業」や、乳幼児を連れての図書館利用を促す「あかちゃんタイム」を行い、幅広い利用者層に向けて図書館事業を展開してきました。

また、学校での朝の読書活動やボランティア団体による読み聞かせを始め、新座市立図書館（以下「図書館」といいます。）によるブックスタート事業や学級訪問^{*}等家庭、地域及び学校が一体となった取組を進めてきました。その結果、子どもが読書に親しむ機会の充実や環境の整備が図られました。

近年、子どもを取り巻く生活環境は、SNS^{*}、スマートフォン、インターネット等の情報メディアの発達、普及を背景に急激に変化しており、読書環境もまた同様に変化しています。

こうした状況の中、新座市における読書活動の更なる推進を図るため、この度、第3次計画の計画期間が満了することに伴い令和5年度から令和9年度までの5年間を計画期間とする第4次新座市子ども読書活動推進計画（以下「第4次計画」

といたします。)を策定いたしました。

今後は、この第4次計画に基づき、次代を担う心豊かな子どもたちを育成するため、子どもが読書に親しむ機会の提供と諸条件の整備・充実に努めてまいります。

参考 国、県及び新座市における子どもの読書活動推進に関する動向

	国	県	新座市
平成10年		「彩の国5つのふれあい県民運動」※	
平成12年	「子ども読書年」衆参両院の決議		
平成13年	「子どもの読書活動の推進に関する法律」公布・施行		
平成14年	「子供の読書活動の推進に関する基本的な計画」策定	「彩の国教育改革アクションプラン」策定	
平成15年	「次世代育成支援対策推進法」公布		
平成16年		「埼玉県子ども読書活動推進計画」策定	「新座市次世代育成支援行動計画」策定
平成17年	「文字・活字文化振興法」公布・施行 「子供の読書活動の推進に関する基本的な計画」(第二次)策定		
平成19年			「新座市子ども読書活動推進計画」策定 「新座市子ども読書活動推進計画実施計画」策定
平成20年	図書館法改正		
平成21年		「生きる力と絆の埼玉教育プラン」策定 第二次「埼玉県子ども読書活動推進計画」策定	

平成22年	「国民読書年」衆参両院の決議		
平成23年			「第2次新座市子ども読書活動推進計画」策定
平成25年	「子供の読書活動の推進に関する基本的な計画」(第三次)策定		
	障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(障害者差別解消法)		
平成26年	学校図書館法一部改正(学校司書設置の努力義務規定)	「埼玉県子供読書活動推進計画(第三次)」策定	
平成27年			平成27年度子どもの読書活動優秀実践図書館文部科学大臣表彰(中央図書館)
平成28年			「第3次新座市子ども読書活動推進計画」策定
平成30年	「子供の読書活動の推進に関する基本的な計画」(第四次)策定		
平成31年(令和元年)	視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律(読書バリアフリー法 [※])	「埼玉県子供読書活動推進計画(第四次)」策定	
令和2年			「第4次新座市子ども読書活動推進計画」策定延長(2年間)

2 計画の期間

この計画は、令和5年度から令和9年度までの5年間を計画期間とします。計画の推進に当たっては、社会情勢の変化に応じて、計画内容の見直しを行うこととします。

3 計画の構成

この計画は、第1部「第4次新座市子ども読書活動推進計画の策定に当たって」、第2部「子ども読書活動推進に向けて」及び「資料」から構成されています。それぞれの概要は次のとおりです。

- 第1部 新座市の子どもの読書活動の考え方
- 第2部 子どもの読書活動を推進するための具体的な方策
- 資料 施策の体系等の資料

4 基本の方針

市では、国及び県の基本の方針を踏まえ、市の実情等を考慮し、次の四つの基本の方針を掲げます。

【基本の方針】

- (1) 家庭、地域及び学校等での子どもが読書に親しむ機会の提供と充実
- (2) 子どもの読書活動を推進するための環境の整備・充実
- (3) 子どもの読書活動に関する啓発・広報の推進
- (4) 子どもが読書に親しむための推進体制の充実

(1) 家庭、地域及び学校等での子どもが読書に親しむ機会の提供と充実

子どもの自主的な読書活動を推進するためには、まず、家庭、地域及び学校のそれぞれが担うべき役割を果たすことが求められます。

家庭、地域及び学校においては、子どもが進んで読書をする態度を養い、生涯にわたる読書習慣を身に付けることができるよう、子どもの発達段階に応じて、子ども自身が読書のきっかけを作り、その読書活動を広げ、読書体験を深める機会を充実させることが重要です。

市では、子どもの読書活動に携わる図書館、学校、市関係部局、ボランティア団体等が連携・協力を図りながら、子どもが読書に親しむ機会を提供するよう努めます。

(2) 子どもの読書活動を推進するための環境の整備・充実

子どもの読書活動を推進するためには、幼い頃から本に接することのできる環境づくりに配慮する必要があります。そして、子どもの発達段階に応じて、子どもが興味や関心を持ち、感動する本を身近に整えることが重要です。

そのために、図書館、学校図書館等の機関が果たす役割は大きく、それぞれが機能を十分発揮できるように、図書、設備及び人材の充実に向け推進します。

(3) 子どもの読書活動に関する啓発・広報の推進

子どもの読書活動に関する理解を深めるために、子どもの読書活動の意義や重要性について、広く市民の理解を深め関心を高める必要があります。

子どもを取り巻く大人、特に、保護者、教員、保育士等が子どもの読書活動に理解と関心を持つことが、子どもに自主的な読書態度や習慣を身に付けさせる上で重要となります。

このような観点から、市は、講座・講演会等の機会を通して、読書活動の意義や重要性についての理解を深め関心を高めるよう努めます。さらに、市広報、図書館だより等への掲載や市・図書館等のホームページやSNSを活用した周知を図るとともに、読書活動啓発パンフレット等の配布や優良図書の普及等による啓発・広報を推進します。

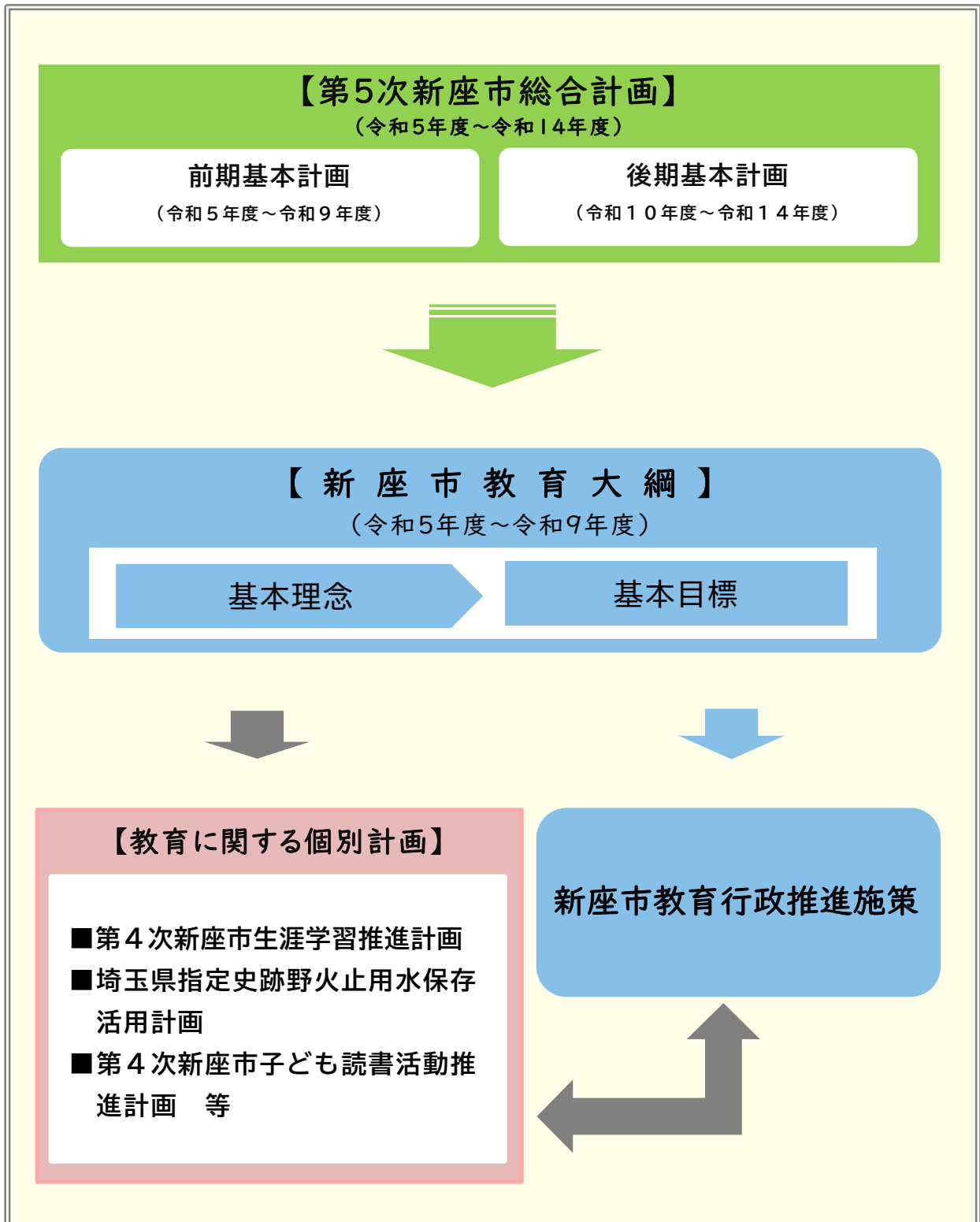
(4) 子どもが読書に親しむための推進体制の充実

子どもの読書活動を総合的に推進するためには、家庭、地域及び学校が連携・協力し、子どもの自主的な読書活動を推進する体制の充実に努める必要があります。

市においても、これらの連携・協力による具体的な取組についての検討や情報の交換等を行うために、図書館、学校、市関係部局、ボランティア団体等の関係者から成る総合的な推進体制を充実させていきます。

<新座市子ども読書活動推進計画の位置付け>

「新座市教育大綱」<大綱の位置付け・構成イメージ図>より



第2章 第3次計画期間における取組・成果と課題

平成28年3月の第3次計画の策定以降、市では家庭、地域及び学校において、子どもの読書活動を推進するための様々な取組を実施しました。第4次計画の策定に当たり、第3次計画期間における取組・成果を踏まえ、その課題を整理しておく必要があります。

この章では、第3次計画で示された四つの「基本的な方針」に沿って、主な取組とその成果、明らかになった課題を整理することとします。

なお、令和3年度の実績及び成果につきましては、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、やむを得なく中止した事業、または、人数を減らしての事業の実施となった数値となっております。

1 家庭、地域及び学校等での子どもが読書に親しむ機会の提供と充実

1 家庭、地域における推進

(1) 家庭における推進

【取組及び成果】

家庭における読み聞かせや本に関わる楽しい思い出は、本そのものへの興味につながり、その後の少年期や青年期における自主的な読書活動につながっていきます。

保護者が進んで読書をする姿を見せる、子どもを図書館に連れて行く、子どもの手が届くように家に本を置く等、家庭における読書環境が子どもの読書形成に及ぼす影響は大きいと言えます。

市では、第3次計画に基づき、家庭における読書活動の推進のため、様々な取組を実施しましたが、引き続き、保護者が家庭において、子どもが本に親しむ機会を作り、子どもと共に読書を楽しみ、子どもの読書の習慣化に積極的な役割を果たすことが求められます。

家庭における推進としては、図書館や公民館を中心とする関係機関が出前講座※、家庭教育講座※、ブックスタート事業「はじめてブック」、あかちゃんタイム、絵本講座等を実施し、読書の重要性について保護者への啓発が行われました。

●出前講座実施回数及び参加人数〈生涯学習スポーツ課〉

平成28年度	→	平成30年度	→	令和3年度
8回		6回		1回(オンライン開催)
141人		246人		88人

●あかちゃんタイムの実施〈図書館〉

平成28年度	→	平成30年度	→	令和3年度
35回		33回		中止
740人		462人		

【課題】

家庭における推進については、社会教育関係機関及び福祉関係機関の連携を強化し、地域が一体となって家庭における読書活動を推進していく必要があります。

(2) 図書館における推進

【取組及び成果】

図書館には、多くの利用者が訪れます。子どもは、自分の読みたい本を豊富な図書の中から自由に選択し、読書の楽しみを知ることができます。

また、保護者にとっても、自分自身が本を借り読書をする場所であるとともに、自分の子どもに与えたい本を選択し、子どもと一緒に読書をするのできる場所です。

図書館は、子どもの読書活動の拠点施設です。市は、常設館2館、分館5館及び図書サービススポット2拠点を有する図書館網により、図書館サービスを展開しています。

中央図書館では、子どもが読書に親しみやすい環境づくりとして、平成24年度に耐震補強等改修工事を実施し、「おはなし会」を実施する児童専用スペース（おはなしコーナー）をリニューアルしました。また、乳幼児連れの利用者が気兼ねなく図書館を利用できるよう「あかちゃんタイム」を実施するとともに、授乳室を設置しています。

中央図書館及び福祉の里図書館では、読書活動を推進する事業として、「読書週間※」にちなんだ「絵本講座」等の実施や子どもに薦める図書の展示も定期的に行っています。

分館では、図書室の開館日に合わせて、ボランティアによる「おはなし会」が行われています。

また、子どもの読書活動には、「乳幼児サービス※」から「ティーンズサービス※」の充実まで、障がいのある子どもへのサービスも含め、子どもの発達段階に応じた幅広いサービスの展開が期待されるため、「はじめてえほんリスト」、「小学生向けブックリスト」の他に、「ティーンズ向けブックリスト」を作成し、中学生及び高校生に対し読書の推進を行いました。更に「としょかん一年生事業」も引き続き行いました。

図書館においては、読み聞かせ及び講座等の館内サービスを充実させるとともに、ブックスタート事業、学級訪問及び出前講座等アウトリーチサービス※に力を入れ、年齢やニーズに合わせたきめ細かい事業を実施し、第3次計画策定後、新規事業として「夏のワークショップ」、「夏の科学あそび講座」及び「子ども司書講座」を開始しました。

今後も、子どもの発達段階に応じたサービスを展開できる読書活動の拠点となるよう、図書館のサービスはもとより、学校やボランティア団体等の関係機関との連携を深め、支援していきます。

●絵本講座参加人数〈図書館〉

平成28年度	→	平成30年度	→	令和3年度
64人		58人		55人(オンライン)

●学級訪問参加学級数及び参加生徒数〈図書館〉

平成28年度	→	平成30年度	→	令和3年度
239組		241組		中止
7,285人		7,340人		

●としょかん一年生事業による登録者数〈図書館〉

平成28年度	→	平成30年度	→	令和3年度
89人		97人		135人

【課題】

図書館においては読み聞かせ等事業が活発に行われ、事業の参加者数が増加しました。また、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、学級訪問事

業は中止となりましたが、代替事業として団体貸出等を実施しました。引き続き、更に事業内容の充実を図る必要があります。

(3) 公民館・コミュニティセンターにおける推進

【取組及び成果】

公民館・コミュニティセンターは、地域にある身近な生涯学習施設であり、利用しやすい立地条件にあることから、子どもの読書活動を推進する場所として有効です。

今後は、図書館と連携し、全ての公民館・コミュニティセンターにおいて、おはなし会や子どもの読書活動の意義を伝える講座等の事業を行うことが求められます。

公民館・コミュニティセンターにおいては、ボランティア団体と連携した「おはなし会」等、読み聞かせ事業を7か所で充実させるとともに、家庭教育講座において子どもの読書の認識を深める機会を提供しました。

●「おはなし会」実施館数（全8館）及び参加人数

平成28年度	→	平成30年度	→	令和3年度
6館		6館		7館
2,815人		4,898人		1,683人

●家庭教育講座参加人数

平成28年度	→	平成30年度	→	令和3年度
1,294人		930人		36人

【課題】

公民館・コミュニティセンター等においては読み聞かせ事業が活発に行われ、事業の参加者数が増加しましたが、家庭教育講座の参加人数については減少したため、引き続き、事業内容の充実を図る必要があります。

(4) 児童センターにおける推進

【取組及び成果】

児童センターは、子どもに健全な遊びを与え、その健康を増進し、情操を豊かにすることを目的とした施設です。図書館の大型絵本等を利用して「お

はなし会」の実施や第3次計画において新規事業に掲げた「子どもの読書活動推進に資する事業の実施」等、子どもが読書に親しむ機会を提供しています。

●読み聞かせの実施館数〈児童センター2館〉

平成28年度	→	平成30年度	→	令和3年度
2館		2館		1館

●子どもの読書活動推進に資する事業の実施〈児童センター2館〉

平成28年度	→	平成30年度	→	令和3年度
2館		1館		1館

【課題】

「子どもの読書活動推進に資する事業の実施」については、実施率が減少しているため、書評合戦（ビブリオバトル）^{*}等を推進するなど、子どもが読書に親しむ機会の提供等を行っていきます。

今後も引き続き、図書館の団体貸出しやリサイクル図書を活用を図りながら、児童センター図書室を充実させ、子どもが読書に親しむ機会を提供していくことが求められます。

(5) 保健センターにおける推進

【取組及び成果】

子どもの読書活動は、乳幼児期に親子で心と体のふれあいをすることから始まります。市では、3～4か月児健診時に、図書館職員とブックスタートボランティアが出向き、ブックスタート事業「はじめてブック」を行っています。絵本を通して親子のふれあいの時間を持つことの大切さを説明しながら、お薦めの絵本を手渡しています。毎年高い配布率を維持し、平成30年度実績では、1,252人の対象者のうち、99.9%に当たる1,251人の受診者に絵本を配布しました。

また、9～10か月児健診時に、子どもと保護者を対象に絵本の読み聞かせを行う「なかよし絵本たいむ」も行っています。こちらも100%の実施率になっています。

●はじめてブックの対象者数及び絵本の配布者数・配布率

平成28年度	→	平成30年度	→	令和3年度
対象者1,334人		対象者1,252人		中止
配布者1,334人		配布者1,251人		
配布率100%		配布率99.9%		

〈保健センター〉

【課題】

保健センターは、保護者と乳幼児にとって身近な行政機関であり、受診率も極めて高いことから、絵本の読み聞かせ、本の紹介等の啓発事業を継続的に行っていくことが必要です。

(6) 地域子育て支援センターにおける推進

【取組及び成果】

市内には、地域子育て支援センターがあり、乳幼児と保護者を対象として、子育てについてのサポートを行っています。地域子育て支援センターでは、子どもの読書活動に関する情報を提供し、読み聞かせを実施しました。

また、図書については、図書館からの団体貸出しを利用しています。

※地域子育て支援センター数（市の委託業者でない施設を含めた数）

平成28年度13か所、平成30年度12か所、令和3年度13か所

●リサイクル図書の活用（実施箇所及び実施率）

平成28年度	→	平成30年度	→	令和3年度
6か所		7か所		5か所
46.2%		58.3%		38.5%

●読み聞かせの実施（実施箇所及び実施率）

平成28年度	→	平成30年度	→	令和3年度
12か所		11か所		11か所
92.3%		91.7%		84.6%

【課題】

今後も、図書館と連携し、子どもが読書に親しむことができる場の提供及び、読み聞かせ等の啓発事業を継続的に行っていくことが必要です。

(7) ボランティア団体における推進

【取組及び成果】

令和4年4月1日現在、図書館で委嘱した子どもの読書活動に関わるボランティア約141名が読み聞かせ等の活動を行っています。

また、地域においては、子どもの読書活動に関わる団体や個人が小・中学校や公共施設等で読み聞かせを行っています。

このようなボランティア団体又は個人は、子どもの読書活動の推進に関する理解や関心を広めるとともに、子どもが読書に親しむ機会を提供し、子どもの自主的な読書活動を支援しています。

市では、これらのボランティア団体又は個人の活動を促進するための環境づくりや「子どもの読書ボランティアスキルアップ講座」、「子どもの読書ボランティア養成講座」及び「ブックトーク勉強会」等、数多く実施しました。

また、生涯学習ボランティアバンクの利用を促進しました。

●図書館による団体貸出の実施〈ボランティアに対しての貸出冊数〉

平成28年度	→	平成30年度	→	令和3年度
26,715冊		28,480冊		20,588冊

●生涯学習ボランティアバンク利用件数〈生涯学習スポーツ課〉

平成28年度	→	平成30年度	→	令和3年度
14件		17件		17件

(読み聞かせ等「文学」の分野の利用件数)

【課題】

ボランティア団体における推進については、関係機関が連携し、読み聞かせ活動の機会の提供等の支援を継続的に行っていく必要があります。

2 学校等における推進

(1) 小学校・中学校における推進

【取組及び成果】

学校においては、全校で実施している「朝の一斉読書」やボランティア団体による読み聞かせ、必読図書の選定等、児童生徒を対象とした読書を習慣付ける取組が行われています。また、各教科の授業においては、調べ学習※等学校図書館や図書館を利用して多様な学習活動が展開されています。

人材については、全校に司書教諭※及び図書整理員※が配置され、学校においては、全小・中学校における朝の一斉読書活動等、読書習慣を身に付ける取組を実施しました。また、「必読図書」の取組を推進し、平成22年度から「新座市必読図書」（義務教育9年間を通して読んでおくの良い本）の選定を続け、平成25年度には、「新座市必読図書 第2期・小学生用」をまとめました。また、平成28年度には、「新座市必読図書 第2期・中学生用」も選定が終了し、全小・中学校での取組が図られました。

各学校では、教室や図書室に必読図書コーナーを設け、読み終えた児童生徒の表彰・掲示等を行い、子どもたちの読書活動を推進しています。

●「朝の一斉読書」の実施

平成28年度	→	平成30年度	→	令和3年度
小学校 17校 実施率100%		小学校 17校 実施率100%		小学校 17校 実施率100%
中学校 6校 実施率100%		中学校 6校 実施率100%		中学校 6校 実施率100%

●図書館における教員の体験研修の受入れの実施（新規）

平成28年度	→	平成30年度	→	令和3年度
4人		1人		0人

【課題】

今後は、司書教諭及び教員が子どもの読書活動の在り方等の研修に参加し、より学校図書館の運営について認識を深める必要があります。また、校内においては、司書教諭等が図書館運営に十分な役割を果たすことができるよう、校内体制の確立と活性化を図っていく必要があります。

小・中学校においては、児童生徒が読書に親しむ心を養い、読書習慣を身に付けることが求められています。今後も、全校一斉の読書活動や必読図書の活用等、児童生徒が様々な図書に触れる機会を確保し、組織的に子どもの読書活動の推進に継続的に取り組むことが必要です。

(2) 幼稚園・保育園における推進

【取組及び成果】

幼児期には、好奇心や探究心を高め、幼児期にふさわしい感受性や知的発達を促すために、絵本や図鑑等に積極的に関わる読書環境が大切です。

市内には、平成30年4月現在において、12の私立幼稚園（認定こども園1を含む。）、33の公立・法人の保育園、令和3年4月現在において、11の私立幼稚園（認定こども園1を含む。）、36の公立・法人の保育園がありました。各園では、図書室や図書コーナーを設けて読み聞かせ等の読書活動が実施されています

●読み聞かせの実施

平成28年度	→	平成30年度	→	令和3年度
39園		45園		47園
95.1%		100%		95.7%

●読み聞かせ等についての研修会の実施

平成28年度	→	平成30年度	→	令和3年度
11園		19園		10園
26.8%		42.2%		21.3%

【課題】

幼稚園や保育園においては、幼稚園教育要領や保育所保育指針に基づき、計画的に読書指導に取り組むことが求められます。また、家庭生活でも幼児が本に親しめるようにするために、各園による保護者への啓発活動をより積極的に行うことが必要です。

(3) 障がい児施設における推進

【取組及び成果】

第3次計画時には障がい児施設は市内に2か所あり、それぞれ約200冊の児童図書、紙芝居、大型紙芝居、大型絵本、パネルシアター※等を所蔵しており、図書館の団体貸出を利用し、障がい児に向けて図書を提供するなど推進を図りました。

●障がいの状況に応じた図書等資料の充実

平成28年度	→	平成30年度	→	令和3年度
2か所		2か所		1か所
100%		100%		100%

●リサイクル図書の活用

平成28年度	→	平成30年度	→	令和3年度
0件		0件		0件

【課題】

令和元年6月には「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律(読書バリアフリー法)」(以下、「読書バリアフリー法」という。)が制定されました。また、同年10月には、市内2か所の障がい児施設を統合し、新たに、児童発達支援センター「アシタエール」が開所しました。

今後は、障がいの状況に応じた資料の充実を図り、子どもが読書に親しむ環境を整備していくことが望まれます。

(4) 放課後児童保育室における推進

【取組及び成果】

放課後児童保育室は市内小学校17学区の全てに設置されています。各放課後児童保育室には図書コーナーがあり、指導員が読み聞かせ等を行っています。平成28年から平成30年までの比較として、読み聞かせの実施場所が2か所増えており、子どもの読書活動の推進が図られています。

●読み聞かせの実施

平成28年度	→	平成30年度	→	令和3年度
11か所		13か所		12か所
64.7%		76.5%		57.1%

●読書に関する啓発資料の設置

平成28年度	→	平成30年度	→	令和3年度
1か所		5か所		2か所
5.9%		29.5%		9.5%

【課題】

今後さらに、蔵書の充実と子どもの読書活動に関する理解を深めることが望まれます。読書に関する啓発資料の設置については、4か所増えているものの、設置率としては、まだ30%にも満たないため、更なる資料の設置が望まれます。

(5) ココフレンドにおける推進

【取組及び成果】

市では、小学校施設（教室や校庭等）を活用し、地域の方々の御協力を得ながら、子どもたちが安全・安心に集える居場所を作ることを目的とした、子どもの放課後居場所づくり(ココフレンド)事業を行っており、平成30年度においては11校、令和3年度においては、市内小学校17学校区の全てに設置されています。

また、ココフレンドについては、スタッフやボランティア団体等による読み聞かせの実施や、学校図書館を活用し、子どもの読書の機会の提供を図っております。

●読み聞かせの実施（新規）

平成28年度	→	平成30年度	→	令和3年度
8か所		11か所		12か所
100%		100%		70.6%

●読書に関する啓発資料の設置（新規）

平成28年度	→	平成30年度	→	令和3年度
0か所		0か所		0か所
0%		0%		0%

【課題】

今後も、子どもの読書に関する理解を深めることが望まれます。また、読書に関する啓発資料の設置については、0か所となっているため、図書館等の関係各課とも連携し、資料の設置を図っていく必要があります。

2 子どもの読書活動を推進するための環境の整備・充実

1 図書館の整備・充実

(1) 図書の整備・充実

【取組及び成果】

市は、中央図書館、福祉の里図書館、分館5館及び図書サービススポット2拠点を設置しています。令和3年度の児童書の蔵書冊数は、全館で147,582冊、紙芝居は6,778組となり、これらは所蔵する図書冊数全体の約36.3%になります。また、児童書の貸出冊数は、全館合計で322,895冊となり、貸出冊数全体の約45%です。

公立図書館は、その責務として、基本的な図書を常時提供できる状態に保つことが求められます。特に、子どもの本は利用が多く消耗が激しいため、複本の購入や買替えが必要になります。さらに、地域住民にとっては、身近な図書館であることから、豊富で多彩な図書館資料の計画的な整備とともに、在住する外国の子どもたちの読書活動を支援するため、外国語図書の整備が求められます。

また、障がいのある子どものための資料として、布絵本※、点字絵本、さわる絵本※等を始め、読み聞かせの資料である大型絵本や大型紙芝居を用意しています。さらにLLブック※についても設置し、手に取りやすいようにコーナーを設け充実を図りました。また、年齢やニーズに合わせて設置した常設コーナー「はじめてブックコーナー」、「ティーンズコーナー」及び「子育て支援コーナー」の充実を図りました。

●図書館における児童書・紙芝居の購入冊数及び割合

平成28年度	→	平成30年度	→	令和3年度
7,364冊		7,369冊		4,347冊
36%		39%		32%

●図書館における児童書・紙芝居の貸出冊数

平成28年度	→	平成30年度	→	令和3年度
304,664冊		318,716冊		322,895冊

【課題】

図書館における児童書・紙芝居の購入の割合については、にいぎほっとぷらざ図書館の閉室（令和3年3月31日）に伴い減少しておりますが、貸出冊数は増加しています。引き続き、子ども読書活動の推進をするための運営を行う必要があります。また、年齢やニーズに合わせて設置した常設コーナー（「はじめてブックコーナー」、「ティーンズコーナー」及び「子育て支援コーナー」）及び障がい児向けサービスに関するコーナーの更なる充実が求められます。これらの資料についても、さらに充実させることが求められます。

(2) 設備等の整備・充実

【取組及び成果】

中央図書館の耐震補強等改修工事については、平成24年6月1日から平成25年4月30日まで実施し、学習室及び授乳室を新設するとともに、おはなしコーナーを改修し、書庫にハンドル式移動書架を設置するとともに、館内の書架を入れ替えたことにより、中央図書館の書架の収容量は4万冊分増加しています。また、書架を工夫するなど、蔵書の増加を図ってまいりました。

障がいのある方への読書設備については、障がい者サービス※として、福祉の里図書館に拡大読書器※、中央図書館には点字プリンタ※ 及びDAISY再生機※を設置しています。

【課題】

今後も、必要に応じて書架の配置の見直し等を行うなど、利用しやすい図書館に整備することが望まれます。

(3) 司書・児童サービス担当職員の能力向上

【取組及び成果】

司書は児童図書を始め、図書館資料の選択・収集・提供、利用者に対する読書相談及び子どもの読書活動に対する指導等、子どもの読書活動を推進していく上で極めて重要な役割を果たします。そのため、必ず新任職員等が児童サービス担当職員研修に参加しています。

●司書・児童サービス担当職員の能力の向上

平成28年度	→	平成30年度	→	令和3年度
1人		1人		5人

【課題】

子どもの読書活動を推進するには、専門的知識・技術を持った職員の適切な配置や能力向上を図っていく必要があります。司書有資格者の確保を図るとともに、児童サービス担当職員及び障がい者サービス担当職員の能力向上を図っていく必要があります。

また、司書資格を有しない職員にあっても、児童サービス担当職員が十分な児童サービスを提供できるよう、能力向上を図っていく必要があります。

2 学校図書館の整備・充実

(1) 図書の整備・充実

【取組及び成果】

市の学校図書館における図書の整備状況は、平成30年度の学校図書館図書標準※に照らした充足率で、小学校の平均が101.2%、中学校の平均が107.2%となっています。

学校図書館には、豊かな心を育む「読書センター」としての機能と、児童生徒の自発的・主体的な学習活動を支援する「学習・情報センター」としての機能があります。いずれの機能も、子どもの読書活動を推進するには欠かせることのできない重要な機能であり、その機能を学校図書館が十分に発揮するためには、図書の整備、充実が必須条件となります。

学校図書館では、学校図書館図書標準の達成促進、コンピュータ導入による情報化の促進、図書整理員等の人的配置等の取組が行われました。

●学校図書館図書標準

平成28年度	→	平成30年度	→	令和3年度
小学校101.2% 中学校101.9%		小学校105.7% 中学校107.2%		小学校106.9% 中学校110.5%

【課題】

学校図書館においては、司書教諭及び学校図書館主任※が学校図書館運営に十分な役割を果たすために、学校内での協力体制の確立が求められています。

(2) 設備等の整備・充実

【取組及び成果】

学校図書館が、子どもにとって読書活動に親しむ上で身近な場所であり、「心のオアシス」となるよう、設備等環境の整備が望まれます。学校の改修工事に合わせて学校図書館の改修を行い、読書に親しみやすい環境整備として、木の優しさを持った、低く使いやすい書架を既に導入した学校図書館もあります。

また、学校図書館の図書データベース化も完了しており、蔵書管理や児童生徒への図書の貸出し・返却等をコンピュータによって行える環境が整っています。さらに、インターネットを活用して、図書館ホームページから図書の検索もできるようになっています。

●子どもに利用しやすい書架等の導入（平成30年度は3年間の累計）

平成28年度	→	平成30年度	→	令和3年度
小学校 2校 中学校 0校		小学校 13校 中学校 3校		小学校 0校 中学校 0校

●図書館と連携した調べ学習の充実（新規）

平成28年度	→	平成30年度	→	令和3年度
小学校 13校 中学校 2校		小学校 12校 中学校 2校		小学校 10校 中学校 0校

【課題】

学校図書館及び図書館の連携を強化するため、図書データベースの活用と物流体制の確立が求められます。

また、状況に応じて施設の改修・修繕を実施し、利用しやすい学校図書館に整備することが望まれます。

今後は、図書館との連携を強化し、調べ学習の支援や子どもの読書活動を

充実させることが求められます。

(3) 学校図書館の活用を充実していくための人的配置の推進

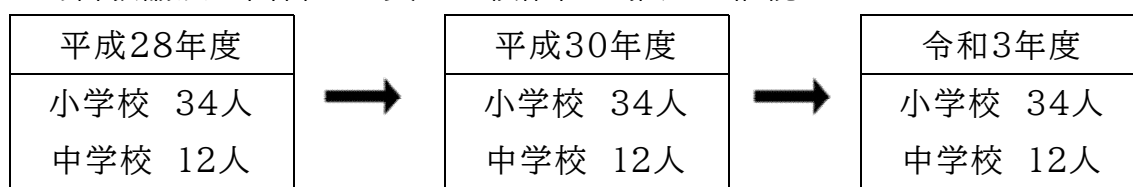
【取組及び成果】

司書教諭は、学校図書館図書の選択・収集・提供や子どもの読書に対する指導等を行う等、学校図書館の運営・活用について中心的な役割を担っています。

学校図書館の図書の整備等を行う図書整理員を配置し、ボランティアによる読み聞かせ等の活動を取り入れたりする等、学校図書館の活用を推進しているところもあります。

さらに、司書教諭の学校図書館運営に係る力量を高めるため、研修等への参加を促進しています。

●司書教諭及び図書整理員の全校配置の推進の継続



【課題】

今後も、司書教諭及び図書整理員の全校配置の推進の継続及び専門的知識の向上を行っていく必要があります。

3 子どもの読書活動に関する啓発・広報の推進

1 「子ども読書の日」を中心とした啓発・広報

【取組及び成果】

「子ども読書の日※（4月23日）」を中心とした啓発・広報として、図書館においては、4月から5月までを期間とする「子ども読書フェスティバル」を開催し、講演会やおはなし会等の行事を行いました。

また、市広報及び図書館だよりへの掲載や市・図書館ホームページを活用した周知を図る等、広く市民への広報活動を進めています。

また、同様に、「読書週間（10月27日から11月9日までの間）」には、子どもの読書活動の推進に向けた気運が高まるよう、様々な啓発活動を実施しています。

●「子ども読書フェスティバル」の開催

平成28年度	→	平成30年度	→	令和3年度
283人		206人		中止

●「秋の読書週間フェスティバル」の開催

平成28年度	→	平成30年度	→	令和3年度
98人		80人		68人

【課題】

「子ども読書の日」を始めとして、図書館における関連した事業の充実を図るとともに、SNS等を利用した幅広い啓発・広報を進め、社会的気運の醸成を図る必要があります。

2 優良図書の普及

【取組及び成果】

図書館では、年齢に合わせて選定したブックリストを作成しています。乳幼児向けブックリストはブックスタート事業「はじめてブック」において、小学生向けブックリストは夏期休業前及び冬期休業前に全小学校の児童に配布しています。

また、令和元年度には「第3次計画」にも位置付けられていた「ティーンズ向けブックリスト」を作成し、各図書館、市内中学校、高校にも配布しました。

次に平成24年度から配布を開始した「としょかん1ねんせいパック」では、小学校新一年生にお薦めの本のリストを封入しています。

このブックリストのほか、定期的に発行している「としょかんこどもだより」で紹介する図書や、事業の実施に合わせて関連する図書の展示も行っています。

また、学校においては、平成25年度から各学校に「新座市必読図書一覧（第2期）」を配布し、子どもたちの読書活動に活用しています。また、平成28年度には「新座市必読図書一覧（第2期・中学生向け）」を作成しました。

【課題】

学校においては、「必読図書」を優良図書として活用していくことが課題となっています。

図書館においては、基本図書リスト※の活用が課題となっています。また、「ティーンズ向けブックリスト」の継続的な発行も図られる必要があります。

4 子どもが読書に親しむための推進体制の整備

1 新座市子ども読書活動支援プロジェクト

【取組及び成果】

市には図書館の運営について意見を述べる機関となる「新座市立図書館協議会」があり、小・中学校には教諭で構成され、読書活動について企画・立案を行う「学校図書館主任研修会」があり、それぞれの役割を担っています。新座市立図書館協議会においては、学校教育関係者から委員を任命して図書館運営に関し意見や提案を伺うとともに、学校図書館主任研修会においては図書館職員が参加して学校向けの図書館サービスを周知し、相互の連携を図っています。

今後は、子ども読書活動の施策を総合的かつ計画的に推進するため、図書館及び学校の連携をさらに強め、市関係部局、ボランティア団体等の関係者から成る総合的な推進体制の整備が求められます。

「新座市子ども読書活動支援プロジェクト」については、平成19年策定の「新座市子ども読書活動推進計画」から位置付けており、中央図書館を核として、学校における児童生徒の調べ学習や読書活動に対する支援、保健センターと連携したブックスタート事業による家庭における読書活動の支援等、関連機関と連携した支援を実施しました。

【課題】

引き続き、「新座市子ども読書活動支援プロジェクト」として、図書館を中心に市関係部局や関係団体が連携し、子どもの読書活動を推進していく必要があります。

2 図書館、学校及びボランティア団体等との連携・協力

【取組及び成果】

市内では、学校や図書館を始め、各施設においてボランティア団体やボランティア個人が読み聞かせ等を行っています。

今後は、図書館、学校及び市関係部局がボランティアとの連携を強化し、子どもに対しより多くの読書の機会を提供していくことが望まれます。そのためには、子どもの読書に関わるボランティアの情報を把握し、その情報を

提供していくことが必要です。

図書館においては、新座市立図書館ボランティアの交流を深めるため、平成22年度から全体会議を開催しています。また、平成25年度から、市内読み聞かせ団体に活動の場を提供するとともに、各団体の交流を活発にするため「おはなし会マラソン」を開始しました。

また、ボランティアに対しては、研修や活動場所の提供等の支援を実施するとともに、図書館ホームページでは、市内の図書館・公民館等における読み聞かせ事業を紹介する一覧を掲載し、読み聞かせ事業及びボランティア団体の情報発信を図りました。

【課題】

各関連施設における読み聞かせ等は進んでいますが、今後は、図書館・学校・市関係部局が連携し、図書の設定等の環境整備、研修会や交流会等による人材の確保及び養成を図る必要があります。また、ボランティアの養成や活動場所の提供を充実させ、地域における読書活動をさらに活発にしていく必要があります。

第2部 新座市子ども読書活動推進に向けて

第1章 家庭、地域及び学校等での子どもが読書に親しむ機会の提供と充実

1 家庭、地域における推進

(1) 家庭における推進

【施策の方向】

子どもを取り巻く大人が、子どもの読書活動の意義や重要性について理解し、子どもの継続的な読書活動のため、家庭における働きかけを意識的に行うことができるように、図書館、学校、社会教育関係及び福祉関係等の各関係機関が連携し、啓発・支援を継続していきます。

具体的な取組	内 容
家庭における読書活動の推進	家庭において、子どもの読書活動への働きかけを意識的に行うことができるように、図書館、学校及び関係機関が啓発・支援を連携して実施します。

(2) 図書館における推進

【施策の方向】

図書館では、学校と並んで、地域における子どもの読書活動の拠点として、「乳幼児サービス」から「ティーンズサービス」の充実まで、子どもの発達段階に応じた幅広いサービスを展開していきます。特に、読書量が減少しがちなおおむね13歳から18歳までの年代の青少年に対しては、選定したお薦めの本を効果的に紹介する等啓発活動を継続的に行っていきます。

また、令和元年6月には「読書バリアフリー法」が制定されたことから、障がいのある子どもの読書活動に対する更なる支援が必要となります。そのため、障がいの状況に応じた図書等の充実を図る必要があります。

図書館では、令和3年9月に「にいぎ電子図書館」を開設しました。LLブック等を始め[アクセシブルな書籍](#)※の提供を行っていきます。

さらに、学校や地域で子どもの読書活動を支えているボランティアとの協働が子どもの読書活動推進の要となります。そのためには、ボランティアを育成し、支援するために、必要な知識、技能等に関する研修や情報提供等を

行っていきます。また、保護者に対しての啓発事業も継続して行っていきます。

具体的な取組	内 容
「おはなし会」等の実施	図書館職員やボランティア等が紙芝居や絵本の読み聞かせ等を行います。
特集展示の実施	絵本講座等の図書館事業や「こどもだより」、「ブックリスト」等に関する図書の特集展示を行います。
「としょかんこどもだより」の作成	図書館事業の案内や本のクイズを掲載した「としょかんこどもだより」を作成します。
ブックリストの作成	乳幼児から高校生まで、年齢に合わせたブックリストを作成し、読書活動の啓発に役立っています。
「基本図書リスト」の活用	児童図書の核を成す「基本図書リスト」を活用し、保護者への読書相談及び学校図書館の蔵書構成にも活かしていきます。
「としょかん一年生事業」の実施	小学校新一年生を対象として、図書館の貸出登録申請書やお薦めの本のリスト等を封入した「にいぎとしょかん1ねんせいパック」を配布し、図書館の利用を促進します。
「読書貯金通帳」の配布	子どもが自身の読書記録を作成することで、読書意欲を高めることができるよう、読んだ本のタイトル等を記入する「読書貯金通帳」を配布します。
「学級訪問」、「図書館訪問 [※] 」の実施	学級訪問においては、図書館職員やボランティアが学校を訪問し、図書館の利用方法を説明し、本の紹介等を行います。 図書館訪問においては、児童生徒が図書館を見学し、図書館への理解を深めます。
団体貸出の実施	学校や市関係部局、ボランティア団体等に3か月間、100冊を限度に図書の貸し出しを行います。また、利用促進に向けたPRも行います。
障がいの状況に応じた図書等資料の充実(新規)	「にいぎ電子図書館(音声読み上げ機能付き)」、さわる絵本、布絵本及びLLブック等の資料を充実させます。

具体的な取組	内 容
障がい児に向けた読書活動等についての情報提供(新規)	障がい児に向けた読書活動等に関連する研修等の情報提供を行います。
学校向け図書の充実	学級訪問時にクラスへ貸出しする図書を充実させます。
リサイクル図書の活用	除籍した児童書、絵本及び紙芝居をリサイクル図書として小・中学校等で活用できるよう、配布の機会を設けます。
ブックスタート事業「はじめてブック」の実施	「あかちゃんタイム」等において「はじめてブック」対象者に、絵本を通して親子でふれあう大切さの説明及び乳児向けの読み聞かせをし、絵本の配布を行います。
「あかちゃんタイム」の実施	乳幼児連れの利用者が気兼ねなく図書館を利用できるよう「あかちゃんタイム」を設け、図書館の利用を促進します。
ティーンズに向けた読書活動等の推進(新規)	ティーンズに向けた「にいぎ電子図書館」の活用及びPRを実施します。
SNS等による情報発信を通じての普及啓発の実施(新規)	ツイッター等で本や図書館に関する各種情報及び読書啓発を発信します。
絵本講座の実施	幼児を持つ親や子どもの読書活動を推進するボランティアを対象に、家庭での読み聞かせの効果やお薦めの絵本について、講義を行います。
「子ども読書イベント」の実施	親子で気軽に読書を楽しみ、家庭における読み聞かせを促進できるよう広い年代を対象とした読書イベントを行います。
書評合戦(ビブリオバトル)等の推進	子どもの本に対する関心を高めるとともに、読書を通じたコミュニケーションを育むため、書評合戦(ビブリオバトル)等の推進を図ります。
新座市快適みらい都市づくり出前講座「子どもの本(はじめて絵本)入門」、「おはなし会入門」の実施	「はじめて絵本入門」(読み聞かせの効果や乳幼児に適した絵本を紹介する内容)、「おはなし会入門」(おはなし会の方法やおはなし会向けの絵本を紹介する内容)を実施し、絵本や読み聞かせについての知識や認識を深めます。

具体的な取組	内 容
「子ども読書フェスティバル」の開催	「子ども読書の日」及び「こどもの読書週間※」にちなみ、テーマ展示やおたのしみ会、映画会等を行う「子ども読書フェスティバル」を実施します。
「秋の読書週間フェスティバル」の開催	秋の「読書週間」にちなみ、子どもが読書に親しむ行事や特集展示、子どもの読書活動を推進する講座等の催しを実施します。
集会所等における読書活動の推進	地域の子どもや保護者に対して、読み聞かせ等を行い、読書活動の啓発・支援を行います。また、集会所等に設置した絵本を充実させていきます。
中学生、高校生のインターンシップ（職場体験）の受入れの実施	中学生、高校生が図書館の仕事を体験し、その仕事を通して、読書への関心を深めます。
教員の体験研修の受入れの実施	教員が図書館の業務を体験し、窓口業務、蔵書管理、行事及びレファレンス等を研修します。
図書館ボランティアの養成・支援	ブックスタートボランティア、読み聞かせボランティア及び朗読・点訳ボランティアを養成し支援します。
児童サービス担当職員の研修の実施	子どもの読書活動に関する知識・技術の習得や、ボランティアを支援するため、職員の研修体制を強化します。

(3) 公民館・コミュニティセンターにおける推進

【施策の方向】

子どもの読書活動を促進するため、子どもを対象とした事業を実施するとともに、保護者に子どもの読書活動の理解を深める事業を実施します。

具体的な取組	内 容
「おはなし会」等の実施	ボランティアの協力により、「おはなし会」等子どもを対象とする催物を実施し、子どもが読書に親しむ機会を提供します。
家庭教育講座における読書活動に関する講座の実施	公民館等で実施する家庭教育講座において、絵本や読み聞かせについての知識や認識を深める機会を提供します。

(4) 児童センターにおける推進

【施策の方向】

児童センター図書室の充実を図るため、図書館からの団体貸出しやリサイクル図書等を活用します。また、読み聞かせ等の活動を促進するとともに、図書館と連携し、子どもの読書活動を推進するための啓発を行っていきます。

具体的な取組	内 容
読み聞かせの実施	職員や読み聞かせボランティアによる紙芝居や絵本の読み聞かせ活動を促進します。
子どもの読書活動推進に資する事業の実施	子どもの読書の機会を提供するため、特色ある事業を企画します。
保護者を対象とした読書活動啓発事業への参加促進	図書館の実施する絵本講座や読み聞かせ講座等を周知し、参加促進を図ります。
図書館の団体貸出の利用	図書館の団体貸出を利用し、児童センター図書室の充実を図ります。
読書に関する啓発資料の設置	子どもの読書活動を推進するための啓発として、図書館の作成したブックリスト等を設置します。
リサイクル図書の活用	リサイクル図書を活用し、児童センター図書室の充実を図ります。

(5) 保健センターにおける推進

【施策の方向】

保護者と乳幼児にとって身近な機関であることから、引き続き図書館との連携を密にしながら、乳幼児期から本に親しむことへの理解を深める啓発事業を実施していきます。

具体的な取組	内 容
ブックスタート事業「はじめてブック」の周知	3～4か月児健診対象者に、「はじめてブック絵本」リストを送付する等、ブックスタート事業を周知します。
保護者を対象とした読書活動啓発事業への参加促進	図書館の実施する絵本講座や読み聞かせ講座等を周知し、参加促進を図ります。
読書に関する啓発資料の設置(新規)	子どもの読書活動を推進するための啓発として、図書館の作成したブックリスト等を設置します。

(6) 地域子育て支援センターにおける推進

【施策の方向】

遊びとともに、読み聞かせの実施や子どもが気軽に読書に親しむことができる場を提供します。また、保護者への子どもの読書活動に関する情報を提供していきます。図書館との連携を図り、団体貸出等を活用します。

具体的な取組	内 容
読み聞かせの実施	保護者同士の情報交換の場を利用して、読み聞かせを実施します。
保護者を対象とした読書活動啓発事業への参加促進	図書館の実施する絵本講座や読み聞かせ講座等を周知し、参加促進を図ります。
図書館の団体貸出の利用	図書館の団体貸出を利用します。
読書に関する啓発資料の設置	子どもの読書活動を推進するための啓発として、図書館の作成したブックリスト等を設置します。
リサイクル図書の活用	リサイクル図書を活用し、読書環境を整備します。

2 学校等における推進

(1) 小学校・中学校における推進

【施策の方向】

読書の習慣を身に付けるための一斉読書、読み聞かせ等、子どもへの読書の働きかけを継続していきます。

各学校で司書教諭が読書指導等学校図書館の運営に十分な役割を果たせるようにするため、教職員の協力体制の確立や校務分掌上の配慮等についても工夫していきます。また、司書教諭及び学校図書館主任を対象とした研修会を実施するとともに、校内研修でも学校図書館教育について取り上げ、全教職員の指導力向上を図っていきます。

また、小学校・中学校においては、「G I G Aスクール構想^{*}」の実施に伴い、全児童生徒に可動式コンピュータを配布しました。発達段階に応じた子ども達の読書活動の支援が求められるため、「にいぎ電子図書館」の周知を図っていきます。

具体的な取組	内 容
「一斉読書」の実施	読書習慣を身に付けるため、全校で一斉読書を継続して実施します。
読み聞かせの実施	ボランティア団体等による読み聞かせを推進します。
必読図書リストの活用	全校において必読図書リストを活用していきます。
電子図書館の周知(新規)	児童生徒に読書への関心を高めるため「にいぎ電子図書館」の周知を図ります。
書評合戦(ビブリオバトル)等の周知(新規)	子どもの本に対する関心を高めるとともに、読書を通じたコミュニケーションを育むため、書評合戦(ビブリオバトル)等の周知を図ります。
障がいの状況に応じた図書等資料の整備	児童生徒の障がいの状況を的確に把握して、図書等資料を整備します。
障がい児の読書活動についての研修の実施	教員の研修に障がいがある子の読書活動に関する内容を盛り込み、認識を深めます。
司書教諭を中心とした校内組織の確立と活性化	司書教諭を中心とした校内組織の確立と活性化を進めます。
教員のための児童生徒の読書活動に関する研修の実施	教員が研修等に参加し、児童生徒の読書活動の在り方や学校図書館の運営について、認識を深めます。

(2) 幼稚園・保育園における推進

【施策の方向】

園生活の中で、子どもが絵本や物語に接する機会を拡充します。

また、保護者会等の機会を捉え、子どもの読書活動に関する保護者への啓発活動を活発に行うとともに、幼稚園教諭や保育園保育士の読み聞かせ等の理解や技能を高めるため、研修の機会を促進します。

具体的な取組	内 容
読み聞かせの実施	幼稚園教育要領又は保育所保育指針に基づいた読書指導を実施し、園生活の中で絵本や物語等に接する機会を拡充していきます。
保護者を対象とした読書活動啓発事業への参加促進	図書館の実施する絵本講座や読み聞かせ講座等を周知し、参加促進を図ります。
図書館の団体貸出の利用	図書館の団体貸出を利用し、読書環境を整備します。
読書に関する啓発資料の設置	子どもの読書活動を推進するための啓発として、図書館の作成したブックリスト等を設置します。
リサイクル図書の活用	リサイクル図書を活用し、読書環境を整備します。
読み聞かせ等についての研修会の実施	職場全体で読み聞かせ等の理解や技能を習得するために、幼稚園教諭や保育園保育士の研修の機会を設けます。

(3) 障がい児施設における推進

【施策の方向】

令和元年に「みどり学園」と「わかば学園」が統合し、新座市児童発達支援センター「アシタエール」が開所しました。また、令和元年6月には「読書バリアフリー法」が制定されました。

今後も障がいの状況に応じた図書の充実をさらに図り、子どもが読書に親しむ環境を整備していきます。

また、職員を対象として、障がい児に対する読書活動の在り方について理解を深めることができるような研修等への参加を促進するとともに、保護者を対象に子どもの読書に関する啓発を行っていきます。

具体的な取組	内 容
読み聞かせの実施(新規)	職員による読み聞かせ活動を実施します。
障がいの状況に応じた図書等資料の充実	障がいの状況に応じた図書等資料の充実を図り、子どもが読書に親しむ環境を整備していきます。
保護者を対象とした読書活動啓発事業への参加促進	図書館の実施する絵本講座や読み聞かせ講座等を周知し、参加促進を図ります。
図書館の団体貸出の利用	図書館の団体貸出を利用し、読書環境を整備します。
読書に関する啓発資料の設置	子どもの読書活動を推進するための啓発として、図書館の作成したブックリスト等を設置します。
障がい児の読書活動についての研修会への参加	職員を対象として、障がい児に対する読書活動の在り方について理解を深めることができるような研修等の参加を促進します。

(4) 放課後児童保育室における推進

【施策の方向】

図書館の団体貸出やリサイクル図書を活用し、子どもの読書環境を整備していきます。また、保護者への子どもの読書活動に関する情報を提供していきます。

具体的な取組	内 容
読み聞かせの実施	保育室指導員による読み聞かせ活動を行います。
保護者を対象とした読書活動啓発事業への参加促進	図書館の実施する絵本講座や読み聞かせ講座等を周知し、参加促進を図ります。
図書館の団体貸出の利用	図書館の団体貸出を利用し、図書コーナーの充実を図ります。
読書に関する啓発資料の設置	子どもの読書活動を推進するための啓発として、図書館の作成したブックリスト等を設置します。
リサイクル図書の活用	リサイクル図書を活用し、読書環境を整備します。

(5) ココフレンドにおける推進

【施策の方向】

学校図書館及び図書館のリサイクル図書を活用するとともに、スタッフやボランティア団体等による読み聞かせ等を実施します。また、図書館が実施するイベント等を周知し、子どもの図書館利用を促します。

具体的な取組	内 容
読み聞かせの実施	スタッフやボランティア団体等による読み聞かせ活動を行います。
学校図書館の利用	学校図書館を活用し、子どもの読書の機会を提供します。
読書に関する啓発資料の設置	子どもの読書活動を推進するための啓発として、図書館の作成したブックリスト等を設置します。
リサイクル図書の活用(新規)	リサイクル図書を活用し、読書環境を整備します。

第2章 子どもの読書活動を推進するための環境の整備・充実

1 図書館の整備・充実

(1) 図書館の整備・充実

【施策の方向】

児童書の整備に当たっては、新刊書はもちろんのこと、既刊書も継続して整備していきます。また、子どもの読書に関する調査・研究用の資料の収集にも努めるとともに、外国語図書、ティーンズ図書の更なる充実を図ります。

また、「読書バリアフリー法」の制定に基づき、障がいのある子どもを対象とした布絵本、点字絵本、LLブック等のさらなる整備を図ります。

具体的な取組	内 容
図書館資料の整備	① 新刊書に加え、評価の高い既刊書の整備を進めます。 ② 在住外国人の子どもの読書活動を支援するため、外国語図書の整備を進めます。 ③ 中学生・高校生の読書推進のために、ティーンズ図書の整備を進めます。 ④ 布絵本等の計画的な整備を図ります。
「はじめてブックコーナー」の充実	市内全館に設置した乳幼児向けの図書「はじめてブックコーナー」を充実させ、貸出しを促進します。
「ティーンズコーナー」の充実	中央図書館、福祉の里図書館における青少年向けの図書「ティーンズコーナー」を充実させ、貸出しを促進します。
「子育て支援コーナー」の充実	中央図書館、福祉の里図書館における子育てに関する図書を集めた「子育て支援コーナー」を充実させ、貸出しを促進します。
「点字・LLブックコーナー」の充実 (新規)	中央図書館における障がい児向け図書を集めた「点字コーナー」を充実させ、LLブックや点字図書及び雑誌の充実を図ります。

(2) 設備等の整備・充実

【施策の方向】

中央図書館の改修工事については経年で改修結果を点検・評価し、必要があれば、更に改修・修繕を実施して、設備等の整備・充実を図ります。

また、福祉の里図書館及び分館等の施設においても、利用しやすいレイアウトの変更及び老朽箇所の修繕等、必要に応じて施設の改修・修繕を実施し、設備等の整備・充実を図ります。

具体的な取組	内 容
施設の改修・修繕	必要に応じて施設の改修・修繕を実施し、利用しやすい図書館の整備を図ります。

(3) 司書・児童サービス担当職員の能力向上

【施策の方向】

子どもを対象としたレファレンスサービス※・読書相談・ブックリスト及び学級訪問等の充実を図っていくため、職員の能力向上に向けた研修の機会を確保します。

具体的な取組	内 容
児童サービス担当職員の研修の実施(再掲)	子どもの読書活動に関する知識・技術の習得や、ボランティアを支援するため、職員の研修体制を強化します。

2 学校図書館の整備・充実

(1) 図書の整備・充実

【施策の方向】

学校図書館図書標準を目標とするとともに、学校図書館を活用した探究型学習を推進することができるよう、計画的に図書の整備・充実を図っていきます。

具体的な取組	内 容
学校図書館図書標準達成に向けた図書の充実	学校図書館図書標準を目標に、図書の更なる整備・充実を図ります。

(2) 設備等の整備・充実

【施策の方向】

学校の改修工事に合わせ、必要に応じて施設の改修・修繕を実施します。図書館と連携した調べ学習や子どもの読書活動の支援に当たっては、図書館職員による読書相談と併せ、図書館ホームページからの検索による資料の収集方法を学校に周知します。

また、図書の貸出し・返却に当たっては、図書館の巡回車を活用し、効率的な物流を実施します。

具体的な取組	内 容
子どもに利用しやすい書架等の導入	図書室の書架、閲覧机及び椅子等の設備を整備するとともに、採光及び空調についても配慮する等、環境の整備を図ります。
図書館と連携した調べ学習の充実	図書館と連携し、図書を活用した学習活動を充実させます。

(3) 学校図書館の活用を充実していくための人的配置の推進

【施策の方向】

司書教諭及び図書整理員を全校に継続的に配置し、子どもの読書活動の在り方や学校図書館の運営について認識を更に深めるため、積極的な研修等への参加に努めます。

具体的な取組	内 容
司書教諭及び図書整理員の全校配置の継続	司書教諭及び図書整理員の全校配置を継続して行い、学校図書館の充実を図ります。
司書教諭及び図書整理員の専門的知識の向上	司書教諭及び図書整理員の専門性を高めるため、研修等への参加を促進します。

第3章 子どもの読書活動に関する啓発・広報の推進

1 「子ども読書の日」を中心とした啓発・広報

【施策の方向】

市広報、図書館だより、市・図書館ホームページ及びSNS等を活用し、「子ども読書の日」を中心とした子ども読書に関連する施策の啓発に努め、読書活動の意義や重要性について広く普及・啓発を図ります。

さらに、図書館や学校等が連携を図り、「子ども読書の日」や「読書週間」等の趣旨に応じた事業を充実させ、子どもだけでなく大人への啓発・広報を実施していきます。

具体的な取組	内 容
図書館及び学校における「子ども読書の日」等の啓発・広報	図書館や学校においては、市広報等を活用する等、「子ども読書の日」等を広く周知するため、関係機関と連携・協力し、啓発・広報を実施します。
図書館及び学校等における「子ども読書の日」を中心とした事業の充実	図書館や学校等において、「子ども読書の日」を中心とした事業を充実させていきます。
「子ども読書フェスティバル」の開催(再掲)	「子ども読書の日」及び「こどもの読書週間」にちなみ、特集展示やおたのしみ会、映画会、講座等を行う「子ども読書フェスティバル」を実施します。
「秋の読書週間フェスティバル」の開催(再掲)	秋の「読書週間」にちなみ、特集展示やおたのしみ会、講座等を行う「秋の読書週間フェスティバル」を実施します。

2 優良図書の普及

【施策の方向】

図書館や学校においては、様々な方法により、優良図書の紹介を行っていきます。

具体的な取組	内 容
ブックリストの作成(再掲)	乳幼児から高校生まで、年齢に応じたブックリストを作成し、読書活動の啓発に役立てます。
図書館及び学校での優良図書の展示	図書館や学校において、優良図書の展示を行います。
必読図書リストの活用(再掲)	全校において、必読図書リストを活用していきます。

第4章 子どもが読書に親しむための推進体制の充実

1 「新座市子ども読書活動支援プロジェクト」の推進

【施策の方向】

子どもの読書活動を推進するため、図書館と学校図書館の連携・協力、市関係部局、ボランティア団体等の関係者がそれぞれの役割を担いながら、相互の連携・協力体制をさらに充実していきます。

具体的な取組	内 容
「新座市子ども読書活動支援プロジェクト」の推進	中央図書館に設置し、子どもの読書活動を総合的、計画的に推進するための調査・研究を行い、また、学校、幼稚園、保育園及び子育て支援に関わる団体等への協力・支援を推進します。

2 図書館、学校及びボランティア団体等との連携・協力

【施策の方向】

市内で活動する子どもの読書に関わるボランティアの情報を集約するとともに、ボランティアが一堂に会する機会を設ける等、ボランティアのネットワークづくりを進めていきます。

さらに、PTA、青少年団体、子育てサークル、医療機関、民間事業者等にも連携・協力を求めながら、市を挙げて子どもの読書活動を推進していきます。

具体的な取組	内 容
新座市立図書館ボランティア全体会議の実施	新座市立図書館ボランティアの交流及び情報交換の場として、全体会議を実施します。
「おはなし会マラソン」の実施	市内読み聞かせボランティア団体に活動の場を提供するとともに、各団体の交流及び情報交換の場として、複数の団体によるリレー形式のおはなし会を実施します。
図書館ホームページへの読み聞かせボランティア団体の活動の掲載	市内読み聞かせボランティア団体の把握に努め、読み聞かせ活動の一覧を掲載・更新します。

具体的な取組	内 容
ボランティア団体等とのネットワークづくり	子どもの読書活動を推進するボランティア団体・個人ボランティアの連絡会を開催する等、ボランティアのネットワーク化を図り、さらに図書館、学校、市内関係部局等との連携・協力を推進していきます。
図書館・学校・市関係部局によるボランティア活動の機会の確保	ボランティアが活動する機会を確保します。
生涯学習ボランティアバンクの活用	生涯学習ボランティアバンクに登録された人材を基に、子どもの読書活動への啓発を促進します。

第4次新座市子ども読書活動推進計画体系表

第1章 家庭、地域及び学校等での子どもが読書に親しむ機会の提供と充実		
【推進の柱】	【施策】	【具体的な取組】
1 家庭、地域における推進	(1) 家庭における推進	・ 家庭における読書活動の推進
	(2) 図書館における推進	・ 「おはなし会」等の実施
		・ 特集展示の実施
		・ 「としょかんこどもだより」の作成
		・ ブックリストの作成
		・ 「基本図書リスト」の活用
		・ 「としょかん一年生事業」の実施
		・ 「読書貯金通帳」の配布
		・ 「学級訪問」、「図書館訪問」の実施
		・ 団体貸出の実施
		・ 障がいの状況に応じた図書等資料の充実(新規)
		・ 障がい児に向けた読書活動等についての情報提供(新規)
		・ 学校向け図書の充実
		・ リサイクル図書の活用
		・ ブックスタート事業「はじめてブック」の実施
		・ 「あかちゃんタイム」の実施
		・ ティーンズに向けた読書活動等の推進(新規)
		・ SNS等による情報発信を通じての普及啓発の実施(新規)
		・ 絵本講座の実施
		・ 「子ども読書イベント」の実施
		・ 書評合戦(ビブリオバトル)等の推進
・ 新座市快適みらい都市づくり出前講座「子どもの本(はじめて絵本)入門」、「おはなし会入門」の実施		
・ 「子ども読書フェスティバル」の開催		
・ 「秋の読書週間フェスティバル」の開催		
・ 集会所等における読書活動の推進		
・ 中学生、高校生のインターンシップ(職場体験)の受入れの実施		
・ 教員の体験研修の受入れの実施		
・ 図書館ボランティアの養成・支援		

		・ 児童サービス担当職員の研修の実施
	(3) 公民館・コミュニティセンターにおける推進	・ 「おはなし会」等の実施
		・ 家庭教育講座における読書活動に関する講座の実施
	(4) 児童センターにおける推進	・ 読み聞かせの実施
		・ 子どもの読書活動推進に資する事業の実施
		・ 保護者を対象とした読書活動啓発事業への参加促進
		・ 図書館の団体貸出の利用
		・ 読書に関する啓発資料の設置
		・ リサイクル図書の活用
	(5) 保健センターにおける推進	・ ブックスタート事業「はじめてブック」の周知
		・ 保護者を対象とした読書活動啓発事業への参加促進
		・ 読書に関する啓発資料の設置(新規)
	(6) 地域子育て支援センターにおける推進	・ 読み聞かせの実施
		・ 保護者を対象とした読書活動啓発事業への参加促進
		・ 図書館の団体貸出の利用
		・ 読書に関する啓発資料の設置
		・ リサイクル図書の活用

第1章 家庭、地域及び学校等での子どもが読書に親しむ機会の提供と充実

【推進の柱】	【施策】	【具体的な取組】
2 学校等における推進	(1) 小学校・中学校における推進	・ 「一斉読書」の実施
		・ 読み聞かせの実施
		・ 必読図書リストの活用
		・ 電子図書館の周知(新規)
		・ 書評合戦(ビブリオバトル)等の周知(新規)
		・ 障がいの状況に応じた図書等資料の整備
		・ 障がい児の読書活動についての研修の実施
		・ 司書教諭を中心とした校内組織の確立と活性化
		・ 教員のための児童生徒の読書活動に関する研修の実施
	(2) 幼稚園・保育園における推進	・ 読み聞かせの実施
		・ 保護者を対象とした読書活動啓発事業への参加促進
		・ 図書館の団体貸出の利用
		・ 読書に関する啓発資料の設置
		・ リサイクル図書の活用

		・ 読み聞かせ等についての研修会の実施
	(3) 障がい児施設における推進	・ 読み聞かせの実施(新規) ・ 障がいの状況に応じた図書等資料の充実 ・ 保護者を対象とした読書活動啓発事業への参加促進 ・ 図書館の団体貸出の利用 ・ 読書に関する啓発資料の設置 ・ 障がい児の読書活動についての研修会への参加
	(4) 放課後児童保育室における推進	・ 読み聞かせの実施 ・ 保護者を対象とした読書活動啓発事業への参加促進 ・ 図書館の団体貸出の利用 ・ 読書に関する啓発資料の設置 ・ リサイクル図書の活用
	(5) ココフレンドにおける推進	・ 読み聞かせの実施 ・ 学校図書館の利用 ・ 読書に関する啓発資料の設置 ・ リサイクル図書の活用(新規)

第2章 子どもの読書活動を推進するための環境の整備・充実

【推進の柱】	【施策】	【具体的な取組】
1 図書館の整備・充実	(1) 図書の整備・充実	・ 図書館資料の整備
		・ 「はじめてブックコーナー」の充実
		・ 「ティーンズコーナー」の充実
		・ 「子育て支援コーナー」の充実
		・ 「点字・LLブックコーナー」の充実(新規)
	(2) 設備等の整備・充実	・ 施設の改修・修繕
	(3) 司書・児童サービス担当職員の能力向上	・ 児童サービス担当職員の研修の実施(再掲)
2 学校図書館の整備・充実	(1) 図書の整備・充実	・ 学校図書館図書標準達成に向けた図書の充実
		・ 子どもに利用しやすい書架等の導入
	(2) 設備等の整備・充実	・ 図書館と連携した調べ学習の充実
		・ 司書教諭及び図書整理員の全校配置の継続
	(3) 学校図書館の活用を充実していくための人的配置の推進	・ 司書教諭及び図書整理員の専門的知識の向上

第3章 子どもの読書活動に関する啓発・広報の推進		
【推進の柱】	【施策】	【具体的な取組】
1 「子ども読書の日」を中心とした啓発・広報		・ 図書館及び学校における「子ども読書の日」等の啓発・広報
		・ 図書館及び学校等においての「子ども読書の日」等を中心とした事業の充実
		・ 「子ども読書フェスティバル」の開催(再掲)
		・ 「秋の読書週間フェスティバル」の開催(再掲)
2 優良図書の普及		・ ブックリストの作成(再掲)
		・ 図書館及び学校での優良図書の展示
		・ 必読図書リストの活用(再掲)
第4章 子どもが読書に親しむための推進体制の充実		
【推進の柱】	【施策】	【具体的な取組】
1 「新座市子ども読書活動支援プロジェクト」の推進		・ 「新座市子ども読書活動支援プロジェクト」の推進
2 図書館、学校及びボランティア団体等との連携・協力		・ 新座市立図書館ボランティア全体会議の実施
		・ 「おはなし会マラソンの実施」
		・ 図書館ホームページへの読み聞かせボランティア団体の活動の掲載
		・ ボランティア団体等とのネットワークづくり
		・ 図書館・学校・市関係部局によるボランティア活動の機会の確保
		・ 生涯学習ボランティアバンクの活用

資 料

用語解説

(本文中に「__※」を付した用語の解説一覧)

—あ行—

用語	解説
アウトリーチサービス	<p>利用者の来館を待つだけではなく、図書館の外に出かけて図書館サービスを提供することをいう。</p> <p>新座市立図書館では、高齢者・障がい者への宅配サービスや学級訪問、保育施設等での出前講座を行っている。</p>
アクセシブルな書籍	<p>読書バリアフリー法で定義されている「視覚障害者等が利用しやすい書籍」をいう。</p> <p>新座市では、さわる絵本、布絵本、LLブック及び点字図書等の資料を提供している。</p>
SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）	<p>インターネット上で社会的ネットワークを構築可能にするサービス。主に「情報の発信・共有・拡散」といった機能がある。</p>
LLブック	<p>LLとは、スウェーデン語の「Lättläst（レットレースト）」の略。知的障がいのある方や母国語の異なる方などに、写真と絵文字、やさしい言葉を使用し作られた本</p>

—か行—

用語	解説
拡大読書器	<p>ビデオカメラで本等を拡大（数倍から100倍程度）して撮影したものを、テレビ等のディスプレイに映してリアルタイムに見ることができる機器をいう。</p> <p>新座市立図書館では、福祉の里図書館に設置している。</p>

学級訪問	児童生徒が読書への関心を深めるため、図書館職員が依頼のあった学校を訪問し、図書館の利用方法や本の紹介等を行う取組をいう。
学校図書館主任	学校図書館教育を指導するため、教諭をもって充てる担当で、校務分掌として位置付けられる。
学校図書館図書標準	平成5年3月、文部科学省が定めた公立義務教育諸学校の学校図書館に整備すべき蔵書の標準をいう。
家庭教育講座	子どもとその保護者を対象とした公民館講座をいう。
G I G Aスクール構想	児童生徒1人1台の端末と、高速大容量の通信ネットワークを一体的に整備することで、多様な子どもたちを誰一人取り残すことなく、公正に個別最適化された創造性を育む教育を全国の学校現場で持続的に実現させる構想
基本図書リスト	図書館に必要最小限備えておきたい図書を分野ごとに網羅し、図書館の蔵書の骨組みとなる児童書のリストをいう。
子ども読書の日	国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため、「子ども読書活動推進に関する法律」で定められた4月23日をいう。
こどもの読書週間	子ども読書の日から、子どもの日を挟んだ3週間の4月23日から5月12日までをいう。各地で様々な啓発活動が開催される。

用 語	解 説
彩の国5つのふれあい県民運動	<p>学校・家庭及び地域が一体となって、子どもたちの豊かな心を育むために、5つのふれあいー「自然」「人」「本」「家族」「地域」とのふれあいの意義を理解し、体験活動を推進していく運動。</p> <p>平成19年度で事業名の使用を終了し、平成20年度以降は「彩の国教育の日推進事業」等として、同じ趣旨の事業を実施している。</p>
さわる絵本	<p>様々な材料（布・毛糸等）を使って絵を半立体で表現し、視覚障がいの子どもが、触覚で楽しむことのできる絵本をいう。</p> <p>新座市立図書館では中央図書館に所蔵している。</p>
司書教諭	<p>教員免許状を持ち、学校図書館司書教諭講習規程による科目を履修し、任命権者による発令を受けた者。12学級以上の学校には司書教諭の配置が義務化され、11学級以下の学校には配置することが奨励されている。司書教諭は教諭をもって充て、学校図書館の専門職員として、学校図書館の経営及び指導等を行う。</p> <p>新座市においては11学級以下の学校にも司書教諭を配置し、全校配置となっている。</p>
障がい者サービス	<p>障がいの状況に応じた対面朗読、点字図書及び大活字本等の貸出しや宅配等のサービスをいう。</p>
書評合戦 (ビブリオバトル)	<p>各自が本を持ち寄って集まり、本の面白さについて5分程度でプレゼンテーションし合い、一番読みたくなった本を参加者の多数決で決定する書評会をいう。書評合戦（ビブリオバトル）の効果としては、ゲーム感覚で楽しみながら本に関心を持つことができること、自ら本を選ぶ力、語る力が育つこと、読んでみたいと思える本に出会える機会が増えること等が挙げられる。</p>

調べ学習	課題や疑問の解決を、資料の収集・分析や実地調査等によって行おうとする学習をいう。
------	--

ーた行ー

用語	解説
DAISY(デイジー)再生機	デイジー(Digital Accessible Information System)図書(視覚障がい者等のためのデジタル録音図書)を再生する機械
ティーンズサービス	おおむね13歳~18歳を対象としたサービスで、図書の収集やブックリストの作成、テーマ展示等を行うサービスをいう。
出前講座	市民の生涯学習意欲に応え、市政への理解を深めるため、新座市快適みらい都市づくり出前講座を開講している。ここでは、「子どもの本(はじめて絵本)入門」、「おはなし会入門」の2講座をいう。
点字プリンタ	パソコン点訳(点字変換)した点字データを打ち出すための専用印刷機をいう。 新座市立図書館では中央図書館に設置している。
読書週間	10月27日から11月9日までの2週間、読書を推進する期間のこと。読書週間が始まる10月27日は、「文字・活字文化の日」に制定されている。
読書バリアフリー法	正式名称は「視覚障害者等の読書環境の推進に関する法律」。障がいの有無に関わらず、すべての人が読書による文字・活字文化の恩恵を受けられるようにするための法律である。さまざまな障がいのある方が、利用しやすい形式で本の内容にアクセスできるようにすることを目指している。
図書館訪問	児童生徒が図書館を訪問し、図書館の利用方法等の説明を受け、図書館への理解を深める取組をいう。

図書整理員	司書教諭の補助として、学校図書に関する業務を行う専門職員。新座市においては「図書整理員」の名称で、会計年度任用職員を全校に配置している。
-------	--

— な 行 —

用 語	解 説
乳幼児サービス	図書館における児童を対象としたサービスのうち、おおむね0歳～5歳児を対象としたサービスで、ブックスタート事業（赤ちゃんと保護者に絵本を配布し、絵本を通してふれあいを深める事業）や図書館で乳幼児にお薦めの資料を収集し提供するサービスをいう。
布絵本	聴覚・触覚・手足の運動、情報などさまざまな障がいのある子どもたちのために布で作られた絵本。マジックテープやスナップ、ボタンで留めたり外したり、紐で結んだりできるようになっているものもある。 新座市立図書館では中央図書館に所蔵している。

— は 行 —

用 語	解 説
パネルシアター	フランネル布地を張ったパネル舞台に、不織布で作成した絵を貼ったり取ったりしながら、物語を演じることをいう。 新座市立図書館では中央図書館に所蔵している。

— ら 行 —

用 語	解 説
レファレンスサービス	学習、調査等のため情報を求める市民に対して、図書館の資料と機能を活用し、必要としている資料の紹介や提供を行うサービスをいう。

策定の経過

年月日	経 過
令和4.5.25	○(仮称)第4次新座市子ども読書活動推進計画策定に係る調査について*関係各所属宛て
令和4.7.14	○第1回新座市立図書館協議会 ・(仮称)第4次新座市子ども読書活動推進計画の諮問
令和4.9.7	○(仮称)第4次新座市子ども読書活動推進計画(素案)の送付*図書館協議会委員意見募集
令和4.10.10	○(仮称)第4次新座市子ども読書活動推進計画(第1案)に係る修正等について*関係各所属宛て
令和4.10.26	○(仮称)第4次新座市子ども読書活動推進計画(第2案)に係る修正等について*図書館協議会委員意見募集
令和4.11.8	○(仮称)第4次新座市子ども読書活動推進計画(案)の中間報告
令和4.11.28	○新座市教育委員会定例会 ・(仮称)第4次新座市子ども読書活動推進計画(案)の中間報告の説明
令和4.12.1 ~令和5.1.4	○意見募集 ・市議会議員、市民及び各所属への意見募集 ・広報にいざ12月号、図書館だより12月号、市ホームページ(図書館ホームページからもリンク)で意見募集 ・各公民館・コミュニティセンター及び市内図書館窓口等へ設置し意見募集
令和5.1.20	○第2回新座市立図書館協議会 ・(仮称)第4次新座市子ども読書活動推進計画(最終案)の審議
令和5.2.1	○(仮称)第4次新座市子ども読書活動推進計画(案)の答申
令和5.2.21	○新座市教育委員会定例会

新座市立図書館協議会委員名簿

No.	氏名	備考
1	はら <small>しげる</small> 原 繁	目白大学非常勤講師 写真家
2	おおみや <small>あきこ</small> 大宮 明子	新座市片山婦人会顧問 公民館運営審議会委員
3	きかもと <small>じゅんこ</small> 坂本 純子	NPO法人新座子育てネットワーク代表理事 新座市社会教育委員 子ども・子育て会議委員
4	いしかわ <small>たかし</small> 石川 敬史	十文字学園女子大学図書館副館長
5	しんぼ <small>ふじこ</small> 新保 藤子	おはなしカスタネット代表 公民館運営審議会委員
6	みせ <small>えいこ</small> 見世 瑛子	新座市立東北小学校教諭
7	すずき <small>よしむね</small> 鈴木 芳宗	美鈴幼稚園理事長
8	さくま <small>ゆきよ</small> 佐久間 幸代	新座市立石神小学校長
9	きくらや <small>かよこ</small> 櫻谷 香代子	新座市立野火止小学校図書整理員
10	ゆうき <small>みちよ</small> 結城 美千代	新座市青少年育成推進員代表

○子どもの読書活動の推進に関する法律 (平成十三年十二月十二日法律第百五十四号)

(目的)

第一条 この法律は、子どもの読書活動の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、子どもの読書活動の推進に関する必要な事項を定めることにより、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって子どもの健やかな成長に資することを目的とする。

(基本理念)

第二条 子ども(おおむね十八歳以下の者をいう。以下同じ。)の読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであることにかんがみ、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない。

(国の責務)

第三条 国は、前条の基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第四条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、子どもの読書活動の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(事業者の努力)

第五条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、子どもの読書活動が推進されるよう、子どもの健やかな成長に資する書籍等の提供に努めるものとする。

(保護者の役割)

第六条 父母その他の保護者は、子どもの読書活動の機会の充実及び読書活動の習慣化に積極的な役割を果たすものとする。

(関係機関等との連携強化)

第七条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策が円滑に実施されるよう、学校、図書館その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

(子ども読書活動推進基本計画)

第八条 政府は、子どもの読書活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画(以下「子ども読書活動推進基本計画」という。)を策定しなければならない。

2 政府は、子ども読書活動推進基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

3 前項の規定は、子ども読書活動推進基本計画の変更について準用する。

(都道府県子ども読書活動推進計画等)

第九条 都道府県は、子ども読書活動推進基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該都道府県における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画(以下「都道府県子ども読書活動推進計画」という。)を策定するよう努めなければならない。

2 市町村は、子ども読書活動推進基本計画(都道府県子ども読書活動推進計画が策定されているときは、子ども読書活動推進基本計画及び都道府県子ども読書活動推進計画)を基本とするとともに、当該市町村における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該市町村における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画(以下「市町村子ども読書活動推進計画」という。)を策定するよう努めなければならない。

3 都道府県又は市町村は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画を策定したときは、これを公表しなければならない。

4 前項の規定は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画の変更について準用する。

(子ども読書の日)

第十条 国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため、子ども読書の日を設ける。

2 子ども読書の日は、四月二十三日とする。

3 国及び地方公共団体は、子ども読書の日趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めなければならない。

(財政上の措置等)

第十一条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

第4次新座市子ども読書活動推進計画
(令和5年度～令和9年度)

令和5年3月

発行 新座市

編集 新座市立中央図書館

〒352-0011 新座市野火止一丁目1番2号

TEL 048-481-1115

FAX 048-482-4595